

未だ一般には感化を及ぼして居ない。併しかくの如くにして我が神道の上に益雜駁な分子が混濁せられつゝあつたのである。

## 十二 當代の神職 上

前章迄で神社の状況を盡したから、引續きその結末として之を管掌する神職の上をも、一瞥して、おきたいと思ふ。天下の神職を叙するに就いては、神祇官及びその職員が先に立つ。仍つて茲では官廳の變遷から始めて、順次その内容に及ぶと、する。

何れの官省を問はず、その殿舎は漸く荒廢して、修理の實なく、又その事務は次第に實際に遠ざかつて、たゞ空名に流れむとしたのは、實に王朝の中葉以來の通弊であつたが、流石の神祇官も、亦遂にその禍を免るゝことが出来なかつたので、漸次その衰頽に歸せむとする兆候は、早くから表れて居る。殊にその中にあつて一層痛切なる苦痛を與へたのは、王代の中頃から頻々として起つた洛中の大火災で、その本官に災したことは、かの大治二年を始め、安元三年にも見え、殊にこの際は、八神殿の御正體をさへ燒失した

と傳へられて居る。その後間なしに殿舎は再營せらるゝことが出来たが、今度は文治五年の風災に遭つて、廳門を顛倒し、又築垣を破損する等、少からぬ損傷を蒙つた。然るにこの頃になつては、是も一般の官省と等しく、修理のことがはかばかしく進まなかつたと見えて、貞應三年の頃になれば、東廳及びその棟門が倒れて通路を防いだが爲に、資宗王初任の吉書は止むを得ずして、之を別殿に行はれたといふが、爾後八十年を経て、嘉元二年に至れば、諸殿の巧損漸く積重つた中にも、北舎最甚しくして最早雨露を凌ぐ能はず、又四面の築垣等も大方は壞損して用をなさぬまでに立至つた。併し朝廷の方では、之を如何ともせらるゝに術なかつたものらしく、遂に足利氏の勃興に至るまで、空しく傍看して居るやうな始末であつた。

かく廳舎の荒廢したに伴うては、自らその管掌する所にも、多大の影響なきを得ない。人も知る如く、神祇官は、初めからその權限の甚狹隘であつた官省であるが、それが今又かくの如き窮狀にさへ陥つて居るのである。就いてはその内容が如何に成行いたであらうか。

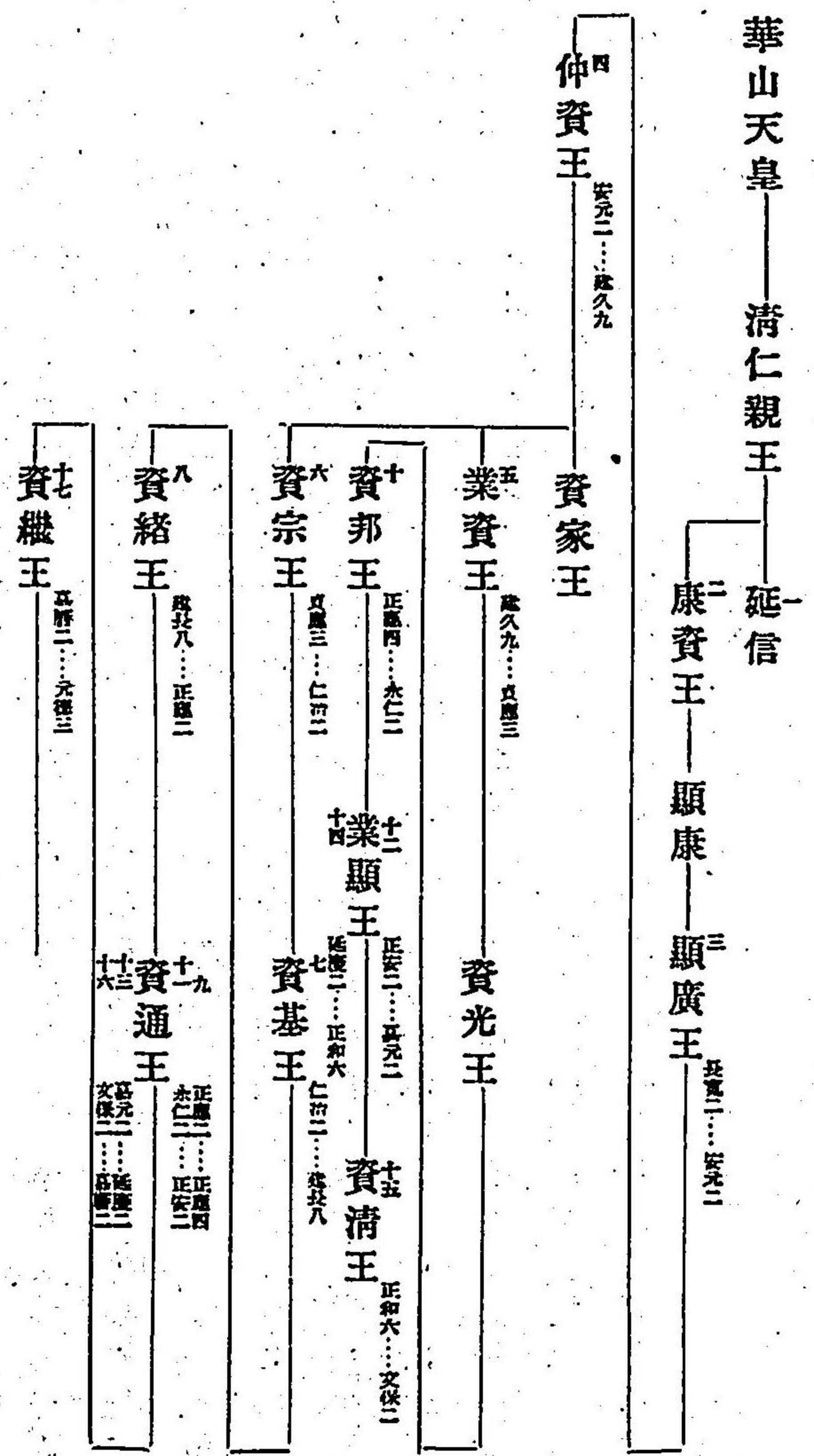
當代に於ける本官の行事に就いては、神祇官年中行事の記す所に從へば、そのすべてが王代の古制通に行はれて居たやうに見えるけれども、果してかくの如く嚴重に實行



せられたものかどうか、大に疑問なきを得ない。併しその中にあつても確にそれと徹せらるゝのは、先づ正月上旬の吉書始で、時には二月に入つたこともあるとはいへ、多くは十日前後に舉行せられて、恒例による式典が勤められて居る。但この式も已に幾分か亂雑に流れた跡が見らるゝので、いつの頃よりか伯王の親しく臨場せられない例が開け、それが引繼いで遵守せられて居るが、次いで六月、十一月、十二月の三度に行はるる御卜奏で、これ又は當代を終るまで、事なく繼續せられ、この他では恒例臨時の行事以外に、時件に臨み本官に御祈禱を修する事が始められて、祈雨、止雨さては御元服際のや、國家の大事などには、勅を奉じて官人が之を奉仕する事となつて居る。蓋何れも王朝末の制度を踏襲したもので、即年中行事に記された範圍を出ないのである。就いては其管掌する所に關しても、矢張古制通に自他の祭事に預り兼ねて占卜を掌るものながら、その主とする所、祭事にあつては、幣帛の請奏、その頒布、及び諸祭の遣使、祝禱等に止まり、又占卜に於ては、たゞ古儀による諸式に限らるゝ等、當代の時勢に對しては、頗る一局部に偏した嫌あるを免れないので、かの陰陽道の類が、切に世上に持榮されて、絶えず社會と接觸しつゝあるとは、全く反對に、況してや當代に時めき給ふ新しき神々とは、全然沒交渉の中に居るのである。然るに本官がかくの如き態度を保持して進みつゝある間

に於て、四圍の状況はいたくもその面目を改めたのであつた。令の制によるに伯は兼ねて祝部を掌るといふ。併し當代に至つては、その權限の及ぶ所、果して如何、許かあらうぞ。又いふ卜兆を掌ると。之も一般には陰陽師の行事が悦ばれて居るではないか。今翻つて、當代に於ける伯王一家の有様を窺うに、この家は華山天皇の皇子清仁親王の後胤として、累世王號を稱すといへ、こはたゞその尊稱たるに過ぎないので、その待遇や日常の生活等に至つては、是亦、一般の公卿に異なる所なく、諸臣と等しく位階を授けられ、又諸臣と相互して任官をも行はれる。その中で位階に關しては、初め五位に叙せられ、伯に任せられて後、四位に上る制で、この時代の初期、即顯綱王までは、この制に従うて、四位を先途として居たが、その弟仲資王よりは、正三位の例が開かれ、尋いで資宗王よりは正二位にさへ進めらるゝに至つた。惟ふにこれも一般に公卿の位階が昇進したのと、その理由を一にするものであらうが、かく位置の進んだによるか、矢張一般諸國の神主家と等しく、この家にも一家の分裂を惹起して、仲資王の後は業資、資宗の兩流に岐れ、交々伯に任せらるゝこととなつた。次にその世系并に在官の期間等を示せば、左に示す通である。





次いでその職掌に就いても、任官の際に行はるゝ吉書始と神拜との二を除けば、時あつて出仕し、又恒例の文書に加判するか、年中數度の式典を勤むる丈で、誠に閑散な職らしく見うけられる。

伯の下には大中臣、卜部及び忌部三氏の氏人、大少の副祐に任せらるゝこと前代の制の通で、史以下の諸官も、亦前代に比してさのみ異動を見ないが、たゞこれも一般の例に倣うて、權官を設けらるゝこと漸く盛に、その數副祐丈でも、時には二十人の多きに達せむとして居る。随つて忌部氏の如きも、その勢力甚微弱であつたといへ、一時は一族五人並び祐に列したこともあつて、猶往古の俸だけは止めて居るが、又その阿波國に残つた氏人の間には、引續き大嘗會に荒妙御衣を進納する古式を存して、伯王家の被管の許に、氏長者を撰補せらるゝ定めとなつて居る。次いで、かの卜部氏である、王朝以來の繼續として、累代必ず一人もしくは二人の大少副を出したことは、今更いはずもあれ、中にはかの當代の初期に榮えた兼衡の如く本官の要樞に居つた人も見えるが、當時その勢力の及ぶ所は、たゞ官中のみに始まらなかつたので、石清水を始め諸大社の祭式行事、さてはその由緒の調査等に關與する端緒が開けて居る。して見ると、その南北朝以降に見れた一家の發展も、起因する所の日久しいことを知られるが、併しこの時代ではまださしての程度にも進まなかつたので、表面ではかの權祐兼茂及びその子權大副兼直が伯王家の家司となり、又その家人に列したが如く、伯家に對しては、全然臣從の禮を執るべき間柄にあつたのである。



神祇官の管掌並に職員に關する變遷に就いては、略上述の如くであるが、次に小規模とはいひながら、その經濟上の方面に起つた變遷は如何。

王朝の末からこの時代を通じ官の經濟を支辨した財源は、神祇官町の地子、諸國大社の年貢及び多少の領地より得る收入の三點にあつたが、就中關係の深いのは、その官町よりするものにある。然るに、本官の厨町は、已に保元の頃に於て、居住の輩共が度々の宣旨に背き、或は權門の威に慕つて官の催に従はず、或は數戸の地を領して所役を勤めないのみか、剩へ私領に准じて之を賣買するものもあつたといはれるが、その傍では住人等の勤仕した隙を見合せて、使廳の下部等が猥りに在家の中に亂入するにより、各保内の夜行を勤めて官中の宿直を怠り、爲めに官庫は屢盜犯の難に罹つたとも見えて、頗るその制度が紊亂して居た。仍つて例の如く朝廷では時々宣旨を發して之を戒められて居るが、その結果は、是亦充分の功を奏しなかつたものらしく、神役の闕如することは依然としてこの時代に引續いて居る。

次に領地よりするものは、詳細な記載を闕くも、その最重要なる廣田社領とは、矢張この時代に於ても、親密な關係が見え、又武家の保護をも蒙つて居た様であるから、別に異狀はなかつたのであらう。廣田に次いで、恒例により大和國から進める神稅稻百束

が見える丈で、その他所々に散在した田畠等に就いては、少しもその内容を傳へて居らぬが、是もさして變化があつたものとは思はれぬ。次に諸社の年貢に關しても、矢張永萬元年の狀態通で、爾後大なる異動はなかつたらしい。して見ると本官の經濟狀態は先づ前代通に引繼がれて居るので、さして不自由な境遇にあつたとも思へないが、矢張時代の通弊として、時々神役や用途に闕如を感ずることは遂に之を免れえなかつたやうに見える。随つて修理も進まず、行事も自ら怠慢に流れたともいへようが、それに就いては、かゝる經濟上の問題よりも、寧ろ時勢の變化による打撃を重大なる原因とすべく、例へばかの行事官の人々等が、切りに觸機やその他の故障を申立て、動は缺勤勝に流れむとしたが如きは、則その半面の理由を告白するものといふべきであらう。

かくて神事の宗源たるべき神祇官は、その廳舎の維持に苦んだ許か、已にその職掌は時勢の要務と多大の軒輊をさへ生じて居るのである。さきによつた通古制による祭事が非常な不成蹟を示したのも、誠に故あることと思ふ。

### 十三 當代の神職 下



神祇官に次ぎ、廣く神職社會の有様は如何。記録の示す所に從へば、彼等の戒飭せられたことは、曾に再三度に止まらないので、祭祀の怠慢と修造の懈怠とに關しては、終始嚴重なる訓諭をうけ、又常に私慾に驅られて、社入を私することを戒められて居る。然るにその傍では、更に大膽なる計畫を目論むものもあつたと見えて、或は京官たらしむことを希望するの餘、社物を賄賂の資としてまでも、その運動を試みるものが少くなかつたといふ。惟ふに何れにしても、その職務に忠實ならざる所以に相違ないが、之を一方から考うれば、彼等が切りに京都に出るを悦び、自營の策に汲々たるのも、多少無理ならぬ所があるので、之を昔に較ぶれば、彼等の位置は餘程高くなり、世人の待遇も大分改まつて來て居るのである。

そも、この時代に於ける神主補任の權は、他の諸般の現象と等しく、朝廷と幕府との兩方に分れて居るが、同じ朝廷の側でも、春日や鹿島香取の様に、前代からの慣習に從うて、氏の長者が之を握つて居るものもあれば、或は之を國衙に委任せられたものも少くない。武家の方でも、之と同様の次第で、直接と間接との差別は存して居た。併し押なべての形勢は、さきにもいつた通り、土地との關係から導かれて、本家の指揮をうけ、併せて鎌倉の承認を経るものが甚多いので、宗像が院廳の下文に添へて關東の下知をうけ、

出雲大社が同じく坊城家と幕府との命を待つ等は、則その一例である。隨つてこの習慣による社家では、本家との關係甚親密に、延いて、それが他の方面に迄も及んで居る。次にこの方法の一層進んだのには、社務職の名義を一切その保護者に譲り渡して、或は實權の存しないのも少くないので、かの常陸の吉田社の神主吉美侯氏が小槻官務家に於ける、宇都宮の宇都宮氏に於ける、又鏡社の草野氏に於ける、さては五條天神の神主職が室町院の管掌に歸した等は、何れもその適例である。さてこの例も、已に王朝の末に起つて居るが、この時代に入つてからは、武家の勢力が擴張せられた爲めに、御家人にして、之に當る者が次第に多くなつたと、その形式は更に一轉して、遂に他の諸職と等しく、他に賣買、讓與することなども、行はるゝやうになつた。併しそれは主に室町時代以降の出來事に屬する。

補任の制度が一樣ならぬに等しく、その内容に就いても一律の許に推し難いものがあるとはいへ、之を要するに、一角の社となれば、何れも相應の社領を奄有してその基礎甚固く、神主は皆打續く太平の恩澤を受けて、その安定なる位置を保つて居るのである。隨うてこの時代になると、その門流頗る繁衍し、或は之が爲に新しい職員を増せば、社領も分割せらるゝに至り、其間には、いつしか一族の分争を惹起する者もあるに至つたが



又中にはその膨脹に伴う自然の結果として、政務と祭祀との管掌を分ち、或は別に警衛の職を設くる者をも生ずるに至つた。例へば早くより宗像の社家が大宮司と忌子禰宜との二流に分れ、諏訪が大祝と神長官とを置き、又上賀茂に神主を設けたが如きは、その適例とすべきものであらう。

一般の有様がかやうに有福なる状態を示し、平和の境遇に居るに伴うて、その一部分に於て希はれたのは、例の通り位階の昇進に關する願望であつたが、その風は、矢張賀茂、松尾、春日、日吉等、京都附近の大社に於いて、特に顯著なるを覺ゆる。もとより、位階の昇進は、何れの階級にあつても之を熱望したに相違ないとはいへ、取りわき神主や僧侶の間に於ては、これに對する渴望は非常なもので、それらの結果でもあらう、已に王朝の中間葉頃からして、一體にその待遇は改まり、今の時代とは非常な隔懸を生じて居るが、猶それ丈では満足が出来なかつたものと見えて、その末頃から、行幸や大事の御祈禱等に就いて、一階を昇される新例を開き、不時の昇進が表れて來た。そこで石清水をはじめ、この前後に行幸等の盛に行はれた社では、何時も總官ともに恩典に浴することとなり、延いてこの時代に續いて居る。併し何をいつてもまだ階級政治の世の中であるから、さう突飛な昇進は固より望まれないことで、まだこの時代では一般に四位を先途とし

て、三位に昇るは極めて稀なる場合に限られて居た。次に社僧の場合に於ても、之と同等の現象が見られるので、昔は法眼の例も少くなかつた石清水檢校や別當も、一體に法印にまで昇るに至り、中には僧正に准せらるゝものを出すやうになつた。ともに昔に較ぶれば非常なる優遇と稱すべく、それにつけても、彼等の位階の昇進したことは察せられる。就いては殿上の仙籍に這入らぬ乍らにも、位階とともにその生活状態は高尚になつて來たので、彼等はその位階や待遇に相當する名譽を保たむとして、或は公卿と交り、殿上人と往來を始める。例へばこの時代に於ける石清水別當や賀茂社家の有様はよくその真相を露して居るので、彼等は殆ど公家に等しい生活の状態に居る。併し之も一面からいへば、誠に無理ならぬ次第で、この外春日や日吉の如き、京都附近の大社にあつては、社柄としていつも公卿と應對し、又常に上流の社會と接觸する爲に、いつとはなしに、その風習に親み、自ら彼等に近い暮向にもなつたのである。續いて彼等は公家とも縁組し、進んでその女を宮仕に出さむとする。これも早く石清水に始まり、已に鳥羽崇徳兩帝の頃に於て、別當家の女を宮中に上せる端緒を開いて居るが、この時代に入つては、中藤に進められることゝなつた。石清水に次ぎ、女房を奉つたのは、賀茂と日吉との二社で、共に下藤に居るが、又松尾に於ても、早くからその例が開かれて居る。



かくの如くにして當代に至り、社家の位置は餘程進んで來たが、矢張太平の時代として、後の南北朝に見る如き破格の榮進は、遂に表れなかつたので、之を概括しては、猶諸侍の取扱に居り、一二の例外を除くの外、殿上人以上の待遇には昇つて居ない。随つて公家の社家を見ることも、かの藤原定家が鴨長明の詠歌を披講する時に、雖五位、其身凡卑、仍准六位讀之といひ、又後に石清水の祠官が殿上人に准せらるゝこととなつた際にも、之に相當する書札禮を與へなかつた等、矢張一部の間には輕侮の念を以て之を迎へて居たらしい。猶この外石清水や賀茂程には優遇を受けなくとも、京都附近の神社には、住吉や日前國懸の如く、昔からの由緒により、累代院の北面に召されて、朝恩を辱くして居る者もある。

近畿に於ける大社の有様は、先づ上の通で、京都に接近する程、公家の趣味が甚しくなり、それに伴うて一般には實力が弱くなる。さうしてこの間からは、例の通相互の軋轢を生じ、延いて内部の破綻を醸すに至つたこともあつた。これも門流の繁衍するにつけては、免るゝことの出來ない現象で、やがてそれから公武に分れる端緒を開くことゝもなつたのである。かの石清水で、別當家が田中と善法寺との二家に分れ、善法寺が始終武家と提携して居たに對して、田中坊が常に公家に倚らむとしたが如きは、その一例

であらう。かくて彼等の社會的位置は段々公家に近づくと一方で、それが爲め充分の活力を具へて自由な天地に遊ぶといふ方面には遂に向ふことが出來なかつたのである。

然るに一度京都を去つて地方に赴くと、最早かゝる親密なる朝廷との交渉は見られなくなつてしまふが、又實際の場合に當つても、かやうな位置や待遇の問題は一切役に立たないので、任官や叙爵を希うよりも、寧ろ實際の方面に勢力を伸ばし、その實力を養成するを急務として居たのである。一體地方に於て大社といはるゝ分限になれば、たださへも、社は段々盛になり、之に伴うて神主家も次第に勢力を増して來るので、夫につれては、又漸く發展の必要をも感ずるに至るが、殊に王朝の中葉以降の形勢に際しては愈、その忽にすべからざるを曉るやうになつた。固より神社には信仰の力がある、又他所からの保護もあり、或はさきに述べた如く本家や領家の恩恵をうけることも出來よう。併し一般の小社とは違つて、それ丈で以て安逸を貪つて居ることは、到底許されない時勢となつて來たから、地方に於ける神社の存在を確實にする爲にも、又自家の安泰を期する上にも、自衛の方法の立つ丈の勢力は、之を平素から養成して置かねばならなかつたのである。

茲に於てか早く王朝の中頃からして、所在の神家又は別當等にして頭角を表すもの



が段々表れて来た。先づその主なる者は、近い所では尾張の熱田の神主、續いて諏訪の大祝を始めとして、東國では伊豆管根の別當、近畿では熊野の別當、九州では、宇佐、宗像、阿蘇等の大宮司がある。何れもその多年の養成による信仰の力と、又經濟上の豊富なる位置とによつて、遂にその大を致したもので、又實に當期に於ける諸道の代表的神社と見ることが出来る。さうしてその中には、宇佐、諏訪、宗像、阿蘇等の如く、充分に所在の諸豪と對立する丈の位置に達して居たものも交つて居るのである。所がかうなつた上の彼等の働きは如何であらうか。固よりそれには神社としての特質の見るべきものもなく、又神家といふ特性を發揮して居ない場合も少くないとはいへ、神社の勢力を徴する上には、中々に看過すべからざる問題である。

早く源平二氏の交戦、又その後、起つた承久の役、併に文永、弘安兩度の戦に於て、神主又は社僧として、加擔して居る者を求めるに、雜兵迄なれば、少からぬ數を見出すことが出来るであらう。併しその中でも、一方の守將として立ち、他の諸豪に後れをとらぬ丈のものとなると、案外に少數で、僅に宇佐、宗像、阿蘇の大宮司、さては諏訪の犬祝、河野氏の一族等、僅に十指を屈するに過ぎないが、それ丈でも一般の形勢は窺はれるので、彼等の活動の方向が奈邊に存して居たかは、之によつて察せられる。もとより神主が武事に

携つたからとて、敢て奇とするに足りないが、唯これが時勢の必要に迫られて、次第に家の專業に遷らむとし、又數の上、於ても漸次その増加を見るに至つたことは、深き注意を價する。併し社會の秩序が猶整然として居たこの時代にあつては、充分にその羽翼を延ばして、自由な活動を始めることは、出来なかつたので、その目醒ましい發展を試みるに至つたのは、矢張南北朝に入るをまたなければならぬ。随つて當期は、まだその準備の時代に屬する。

之を要するに、神主家の主なるものに就いては、京都近傍の公家によるものと、地方にあつて、自營を事とするものとの、大體二つに分けて之を考へることが出来る。然るにこの間に於てこの狀況をして一層複雑ならしめたのは、新に勃興した武門との關係で、その勢力の向ふ所は、更に一個の新しい分野を開拓するに至つた。さきに源氏の勃興に當り、與つて事を共にしたのは、前述の如く、住吉の神主、并に大中臣の氏人を初めとして、伊豆管根の別當等であつたが、その中譜代の關係を有し、又社柄土地柄として當然鎌倉に隸屬すべき者に就いては、改めていふ必要がない。爾後關東の武威が發揚せられると共に、さう各地の神社に迄も、その勢力が移植せられることとなり、又神社の方でも、その旗下に集らむことを欲する者が續出したので、その感化の及ぶ所は、次第に擴張



せらるゝの運に向つた。かくて京都の方では石清水の善法寺が擧げられ、東國では諏訪の大祝家がその興黨となる等、有力なる社家にして武家方に加はるもの漸く増し、さもない所では、鹿島や出雲大社に於けるが如く、新に武家の威勢がその中に樹立せらるるものもあれば、或は多賀や菅生石部社の如く、神主にして御家人を兼ね、又宇都宮や鏡社の如く、御家人にして社務職を帯する者も出来たのである。最もこの中には領地關係から發生してたゞ名義丈に止まるものも存して居るが、押しなべては、段々と年數を経る中に、その關係は漸次親密になり、遂にその股肱となるに至つたのである。

かくの如くにして幕府は茲に其羽翼を造り、天下の神社中には新に武家方なる一分野が染出された。併し是も亦旗色の鮮明にせらるゝのは、南北朝に入つてからである。次に各地方に於ける主なる神社に就き、その概説を述べ、之によつて一般の形勢を代表せしめることとする。

#### 一 石清水八幡宮の職員

宮寺の制度に成る神社中、職員の最具り、且勢力の最旺盛なのは、いふまでもなく石清水八幡宮で、こゝでは創立當初の慣習により、僧官を主として、神主を之に附隨せしめ、又

別當は早くから不淨行を以て世々その統を傳へたから、この時代に至つては、一山の要職悉く紀氏の占有とする所となつて、一門の基礎頗る堅固に、それにつれては、又こゝにも關東の干渉を見ることとなつた。よつて今之を一般宮寺の標本として、その梗概を述べることとしよう。

初め第二十五代の別當光清は、堀河、鳥羽、崇徳の三朝に歷事し、一山の社務を掌握すること、實に三十五年の久しきに及んだが、この間上は白河上皇の厚き御崇敬によつて、宮寺は愈々繁榮の運に向ひ、下は全山の顯職をその一家に萃めて、こゝに別當家の基礎を確立せしめたのである。隨うてこの時代からは、女子を宮中に進めることも、漸く盛に、又從來は他姓によつて兼帶せられて居た彌勤寺檢校、喜多院司、窺門山寺務及び大隅正八幡宮崎、宇美宮の檢校等の諸職も、その手に歸することとなつて、實に宮寺の全盛期を形作つて居る。光清の子に世に顯れたものが二人ある。即勝清と成清とで、勝清兄の故を以て、仁平二年先づ第二十七代の別當職に補せられたが、後八年を経て、永暦元年に至り、之を子慶清に譲つた。時に成清は修理別當に居り、年已に三十二歳に達して居る。彼は實に花園左大臣有仁の女房小大進の出に係り、その幼時より天資聰明を以て稱せられて、有仁の寵甚深かつたといふ。隨つてその母を異にする勝清とは、その中甚宜し

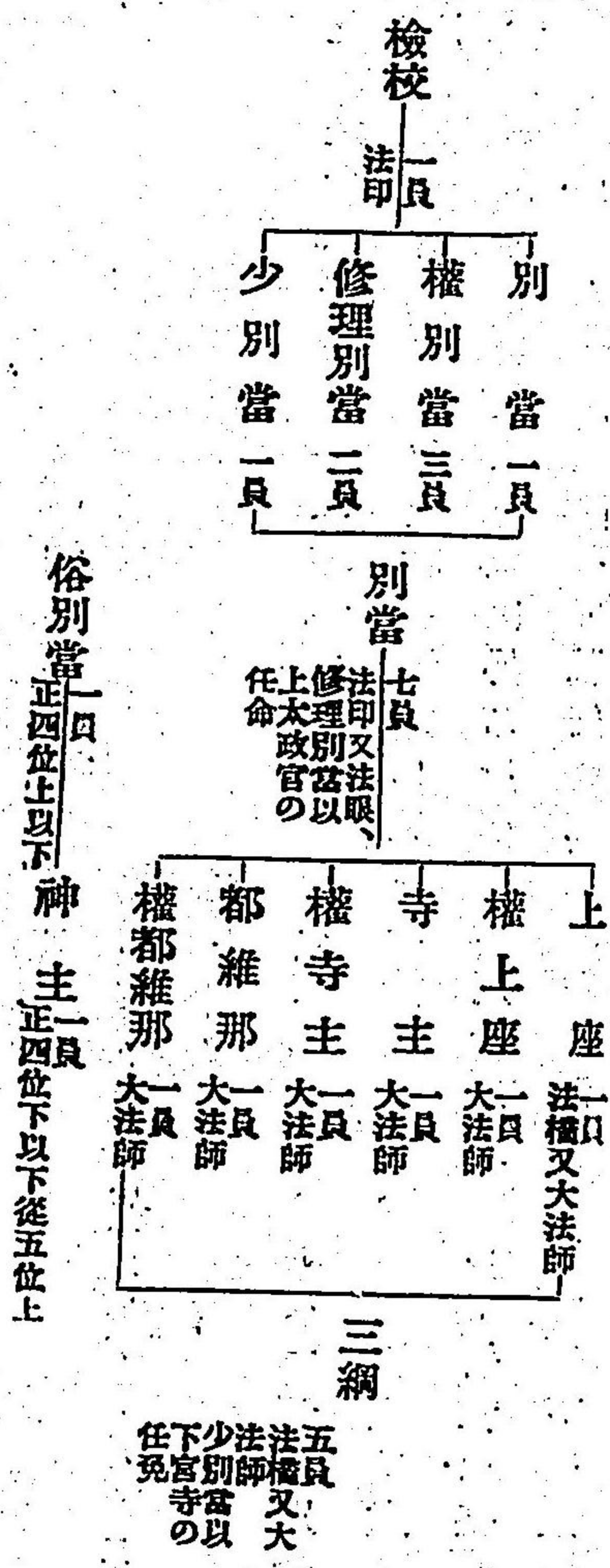


からず、早く保元々々年彼が修理別當に補せられた際にも、いたく兄勝清の嫉妬を受け、爾來事毎に相疎隔するに至つて居るが、嘉應三年勝清の歿後は、延いて慶清と相反き、遂に治承三年に至り、慶清の訴へにより、平清盛の惡む所となつて、仁和寺に閑居するの止むなきに立至つた。かくの如くにして平氏の時代は勝清の流が榮えた時で、成清はいたく面目を失つて居たのである。

然るにその後源氏の勃興するに及び、この形勢は一變したので、文治元年頼朝は隠れたる成清を召出して彌勒寺の講師に還補し、尋いで同三年慶清の歿後を襲うて別當に昇せた。石清水別當家の源氏と親善なる關係を結ぶことゝに始まり、爾後その流は勝清及び成清の兩統に分れ、互に宮寺の顯職に補せらるゝことゝなつた。後に勝清の末を善法寺と呼び、成清の裔を田中坊といふ。

こゝに於てか、この兩家に於ては、各光清より傳へられたる數多の房領と、家門の由緒とを以て兩々相對立し、更に之より幾多の支流を分岐して、互に家門の繁昌を競うて居る。今その梗概を示せば、田中坊は代々宮崎宮及び宇美宮檢校職を家に傳へ、三十四代の別當宗清の時に及んで宮崎を宗家に、宇美を弟房清の家に傳へることゝしたが、この家は分派極めて少く、名ある者としては、僅に竹の一家を出したに過ぎない。之に反し

て善法寺では時の花をかざした丈に、その支流極めて多く、その主なる者でも、新善法寺をはじめ、壇、駿河、小路、科井、平等、王院の五流を數へ、彌勒寺、檢校、喜田院司、大隅、正八幡及び香椎、檢校の諸職を相承して居るが、この家は始祖勝清の縁故によつて、始終武家と親密に隨つて朝廷の御覺も甚めでたかつたので、四代の末尚清の時からは、久しく打絶えたる童殿上の古例をさへ、特に彼の爲に再興せられ、又その前後後嵯峨院の優渥なる御庇護に預つて、限りなき面目を施して居る。丁度かれの一代は王朝に於ける光清、室町時代に見ゆる融清に匹敵するので、當期に於ける宮寺の隆盛も實にこの時に極まる。次にその職員の大様は、





御殿司入寺僧ともに權官一人を置くことを得、又その内を以て山上の執行にあつ、

略上に示す通で、名目并に職掌に就いてこそ、前代と變りがないが、權別當以下三綱并に御殿司、入寺僧には、夫々員數を増加し、又その待遇に就いても、檢校は進んで法印大和位、別當は初めより法眼和尚位に昇るを例とし、別當以上にして、僧都に任せらるゝは珍しからぬことゝなつた。随つて弘安禮節にも、その祠官を以て、地下四位の諸大夫に准ずることゝ定められたが、宮寺は先蹤を主張して之に服せず、遂に殿上人の禮により遇せらるゝに改められた。宮寺并に社家にして、殿上人の例に入ることゝも、こゝに始まる。次いでその別當家から出た女房を見ると、

- 土御門院女房新大夫人
- 四條院女房少將局
- 後嵯峨院女房少將局
- 龜山院女房中將局
- 同 院女房
- 宗清、女田中
- 同 上
- 棟清、女禮
- 行清、女田中
- 同 上

龜山院女房少將局

紹清、女柳

伏見院女房中將局

良清、女竹

北白河院院後高倉女房新少將局

祐清、女善法寺

永福門院院伏見女房新大夫人

良清、女

衣笠院院後嵯峨女房

同 上

持明院殿宮仕

龍清、女禮

宮仕辨局

超清、女竹

等十二人を數へ、神社としてはその數最多きに居るものであつた。之に伴うて、別當家の富貴を極めた狀も、殆想像するに餘あるので、その庄園の廣闊にして利潤多き、或は成清の如く、海内の財を盡して饗宴を張る者もあれば、或は行幸啓の諸事を一切社に負擔して、朝廷を煩さない迄にも、至つたのである。

二 賀茂の社家

賀茂の社家は賀茂縣主の裔で、天曆の頃の人在實といふが末、十餘流に分れ、一族互に交代して本社をはじめ主なる末社の職員に座はつて居る。その員數及び相當位階は、



別雷社	神主正四位下	禰宜從四位上	祝 (不詳)	權禰宜從五位上	權祝正五位下
片岡社		禰宜正五位下	祝 正五位下		
貴布禰社		禰宜正五位下	祝 從五位上		
太田社		禰宜從五位上	祝 從五位下		
若宮社		禰宜從五位下	祝 從五位下		
奈良社		禰宜從五位下	祝 從五位下		
澤田社		禰宜從五位下	祝 從五位下		

位階は文永九年及び弘安九年の現在によつて、その大綱を示す、

この中神主といふは、本社にのみ置かれて、下社には見えない職で、他社の大宮司といふに相當するものらしい。随つて之を一社の長官とする。禰宜、祝は共に祭祀を專にするもので、その末社中主なる神社にも之を置き、何れも氏人を以て之に任せられる。又位階は表にもある通普通の例では正四位を先度とし、社格に應じて之を降下する制である。さうしてその任命黜陟はすべて宣旨による。

制度としては大體右の通で、帝室の宗祀として恥しからぬ體面を具して居る。併し

古い處では、か程員數も揃はず、又位階も昇進しなかつたので、漸く叙爵するを極位とし、禰宜を以て上首とする制であつたが、後本社に崇敬加はり、又一族の繁衍すると共に、位階は昇り、延いて末社に迄も、専務の神職が置かるゝやうになつたのである。

さて本社及び下社の神主家は、社柄又土地柄として、古くより帝室と最親密なる關係を持つて居るので、時々院宮に參向し、又御幸に陪從する等は、事新しくいふまでもない。下社の方では、その禰宜禰網は後白河院の皇女の出といひ、その氏人氏久は後鳥羽院の御落胤と稱せられて、早くからその系統に神秘の傳説が傳會せられて居るが、正しく歴史に見れた所でも、かの承久の役の前に當つて、後鳥羽院は、屢禰網の邸なる河崎泉亭に御幸あらせられ、尋いで戰の起るや、禰網は上社の神主能久と共に官軍に屬し、又氏久は隱岐に御遷幸の後に至るまでも、心を盡して仕へ奉つて居るので、帝室の御信任の深い事も、實に天下の諸社に冠絶して居る。次にその一門より出で、後宮の女房となつた人

藻壁門院後堀河下藤  
四條院女藏人參河  
同 但馬

鴨祐高、女  
同 上  
賀茂經平、女



等がある。流石に下臈の際には止まつて居るが、それ丈でも社家としては、中々の榮達としなければならぬ。續いて公家との交も、攝關家迄は至らずとも、普通の分際には、可なりの待遇をうけて、或は鷹狩や、或は蹴鞠を共にし、又互に婚姻を取交すなど、屢、相互の往來があつたことが見えて居る。随うて一族の境遇も、地下とはいひ乍ら、専公家の生活に倣ひ、その風習に従うて居るので、就中和歌の道はその最も盛に行はれた所であつた。

賀茂兩社を先度として、松尾、稻荷等京都附近に於ける大社の大部分は、何れも略同様の組織になり、又同様の境遇に居る。よつてこゝではこの社一つに止めて置くが、惟ふにこの時代に於て天下の諸社中固有の形式を保有して居る所で、その社家の最榮達し、且最帝室と接近して居る者を求むれば、先第一に指を賀茂社上下宮に屈しなければならぬ。さうしてその概況に就いては、前述の如く、一見頗る繁榮の様を示して居るが、之をその實況より察する時は、諸大寺の僧侶の如く、權勢を有するといふでもなく、又邊要の諸大社に於ける如く、豊富なる財源と、兵馬の實權とを持つて居るといふでもない。たゞその頼む所は限り神威の光と、公武の厚い保護とで、その恩頼の許に、彼等は何不自由なき生計を營んで居たのである。

### 三 諏訪の大祝家

古來の社家又は神家中で、最親密に武家と相往來し、又盛に武家趣味を發揮して居る者は、實に諏訪の大祝家である。

この家では、早く王朝の中頃に、時の大祝の子爲仲といふが、源頼義の誘導によつて、九年及び後三年の役に従ひ軍功を樹てたといはれて居るが、して見ると、その武家としての世に立つたのも、由來久しきことと思はれる。惟ふに是も宗像や阿蘇と等しく、神社の發達と、自然の境遇とが成せる結果であらう。然るにこの後爲仲大祝職を襲ぐに及び、又もや義家の勸誘に従つて、上洛を企て、遂に途中なる美濃の芝原驛に没したといはれる。この傳説によつても、源氏と相縁るの日、久しきを察せられるが、尋いで保元平治の亂及び壽永養和の戰にも、一族郎黨を出征せしめたと稱せられる。併し正しく歴史に見えた上では、さきに篤光の頼朝と結んだのを始めとして、承久の役にはその未なる盛重（諏訪集起に、敦信とあり、恐らしくはこの方可しからむ）及び子信重の二人、いたく幕府の爲に力を盡すあり、尋いで信重は、關東に出府して右兵衛尉となり、寛喜二年の鎌倉の騷動、并に嘉禎元年の大火に功を顯はして賞に預り、續いて出家して蓮佛の名の許に（承久の役に出陣した人と別人ならむといふ説あり、今姑く疑問を）



資治から弘長に亘る十數年の間にこの地に在任して、資治元年の三浦合戦に功を樹て、又同二年には將軍家の乳母となり、同五年には北條氏の爲に一堂を建立し、弘長元年には三浦氏の遺孽を捕縛する等、始終幕府の爲に周旋して、その關係全く普通の御家人に異ならぬ迄に進んで居る。盛重に次いで刑部左衛門入道といふも、鎌倉に伺候して武士の生活を送つて居たやうであるが、正嘉二年事によつて誅せられた。その後には弘重といふが、元弘三年北條氏滅亡の際に當り、高時の爲に殉死し、又盛高といふは、この時、高時の子時行を奉じて逃れて居る。

是等の人々の中、篤光、盛重、信重の三人は、大祝となつた人で、その他は皆その類族である。今大祝家の系圖を按ずるに、盛重の父といはるゝ敦信から始まつて、累代の大祝多くは致任の後出府して幕府に仕うるを例とし、又その傍系に於ても、鎌倉に伺候したものが甚多く、總計に於て十人を數へて居る。併し同家の系圖に就いては、二三所傳を異にするものがあつて、その年立并に系統を序すると甚困難に随つてこゝではたゞ歴史に見えた一斑を語るに過ぎないが、それ丈でもその一族の武家として世にたつて居た状は、よくわかる。さうして等しく武家といふ中にも、宗像や阿蘇とは大にその趣を異にして、全然鎌倉の庇護の許に立ち、御家人と異ならぬ待遇を受けるものであつた。仍

つてこゝでは、最深厚に武家の勢力を感じた社家の一例として、本社を掲げておく。

#### 四 出雲大社の總檢校職

出雲大社は中國第一の神社で、國造の家は神命を以て職となすといひ、神代以來の連綿たる血統を傳へて居る。然るに王朝の末に至り、こゝも亦本家を定めてその保護をうけることゝなつたが、爾後國造の職を神主と稱し、この時代では先代の讓狀に合せ、領家の下文及び鎌倉の下知狀を得て職に就く定めであつた。さてこの職は、舊に祭祀の長官たるのみならず、總檢校として一切の社務を總攬する定めであつた。

こゝに文治二年に至り、頼朝は見る所あつて、時の國造孝房の總檢校たるを罷め、出雲資忠をして之に代らしめた。資忠はその系詳でないが、とにかくも國造家の一族でないので、初め頼朝に仕へ大功を立てた故を以て、この職に補せられたのであるといふ。併し後になつてからの神社の主張を聞くと、資忠の父忠光の時代から、非望を抱いて、社務を押領せむと企てゝ居たといふが、さうすれば、この時會々頼朝の勃興したに遭つて双方の希望が一致した譯であらう。大社の顯職に他姓の人を以て充つること茲に始まり、關東の武威が一社中に布くに至つたのも、之を矯矢とする。按ずるにこの時已に



頼朝の土地兵馬の實權を收めむとする方策なり、かの守護及び地頭の設置も、その前年に於て實施せられたのであつた。それを思ふと、こゝも亦その政策の一端を表したもので、大社相傳の神領を監視し、并せて社家の中にもその威光を及ぼさむとしたのであらう。爾後資忠は關東御祈禱師の名の許に一社を管領してその權勢頗る強く、隨うて武威に任せて專横の處置も少くなかつたので、社家の中からは、日に増し排斥の聲を高くするに至つたが、この形勢を看破した結果にや、彼は文治五年に至り、鎌倉に出席して將軍の立願を受け、又建久元年にも自ら關東に出張する等、この前後切りに頼朝の意を迎へむとした跡が見える。然るにこの時分に至つては、社家方の反抗愈々甚しく、遂に院宣を申請するに至つたので、こゝにこの年の遷宮に際し、御體を抱く事に就きての相論を期として、その職を孝房の子時の神主孝綱に還補せしむることゝした。資忠任に於ては、充分の効果を奏することが出来たものらしい。

爾後承元二年實朝の時代に至り、資忠の子孝元が父の例を追うて、權檢校并に祝部御供所別當に補せられた。當時孝元は出雲國に於て地頭職を勤め、關東の方人として勢力を持つて居た。併し此時も亦横暴なる處行が甚多かつた爲めに、遂に社家と衝突を

惹起して、間なくその職を退くに至り、尋いで、在廳官人中原頼辰の子孝高といふが之に代つた。孝高は國造孝房と外戚の縁を有して居るといふが、矢張異姓を以て之に坐つたことは前代と同様である。然るにこの時も亦社家と折合がつかなかつたので、建保二年に至り、孝綱之を院廳に訴へ、尋いで宣によつてその職を孝綱に還付せしめられた。併しこの時の訴狀を見ると、孝高を指して、

非器之輩、連々社務之間、社内狼籍、神事陵遲、田畝荒廢、不進年貢、爰孝綱且歎恐社家之不  
 畢、且思案應分之皆空、殊廻計略、有限神事用途之外、可進濟千石之御年貢之由、已進請文

といふ。之によつてその干渉の程度も推測される。

然るに、その後に至り、孝高の子直高がこの職に還補し、爾後子孫實高、實政等が相次いで之を家にして居たが、遂に正應五年に追ひ、實政は國造泰孝との論によつて、之を免せられた。この後永仁五年となつて、舊縁を維がむとする目論から、實政がわざ／＼越訴に及んだけれども、何等の効をも奏しなかつたので、爾來この職は永久に國造家の手に還へることゝなつた。

かくて文治二年より正應五年に至る百年ばかりの間は、流石の出雲大社も、武家の牽



制を免るゝことが出来なかつた。最その間時々の斷間はあつたといへ、之が爲に一社の蒙つた苦痛は、實に少くなかつたので、彼等はあらゆる方法を盡して之を排斥せむことを試み、長い間の努力の後、漸く成功の域に入ることが出来た。惟ふにそれに就いては中原氏の失策といふのも一因であらうが、それよりも一層大事なのは、神社としての團結が強、社家の根柢が固かつたによることであらう。

この間國造家は孝綱より政孝、義孝、泰孝、孝時の四代を経て、文保の頃清孝の時代となつたが、清孝身多病にして常に社務を弟孝宗に任せ、次いでその職を彼に譲つた。これ即後に千家と北島とを分争せしめた遠因となるので、その詳細は南北朝の條に譲る。

##### 五 熊野の別當

熊野の別當は頭に限りなき神威の餘光を頂き、後に莫大なる社領の供給をうけて、その富は王侯を傾け、權勢の及ぶ所は、國司領主を凌がむとする。

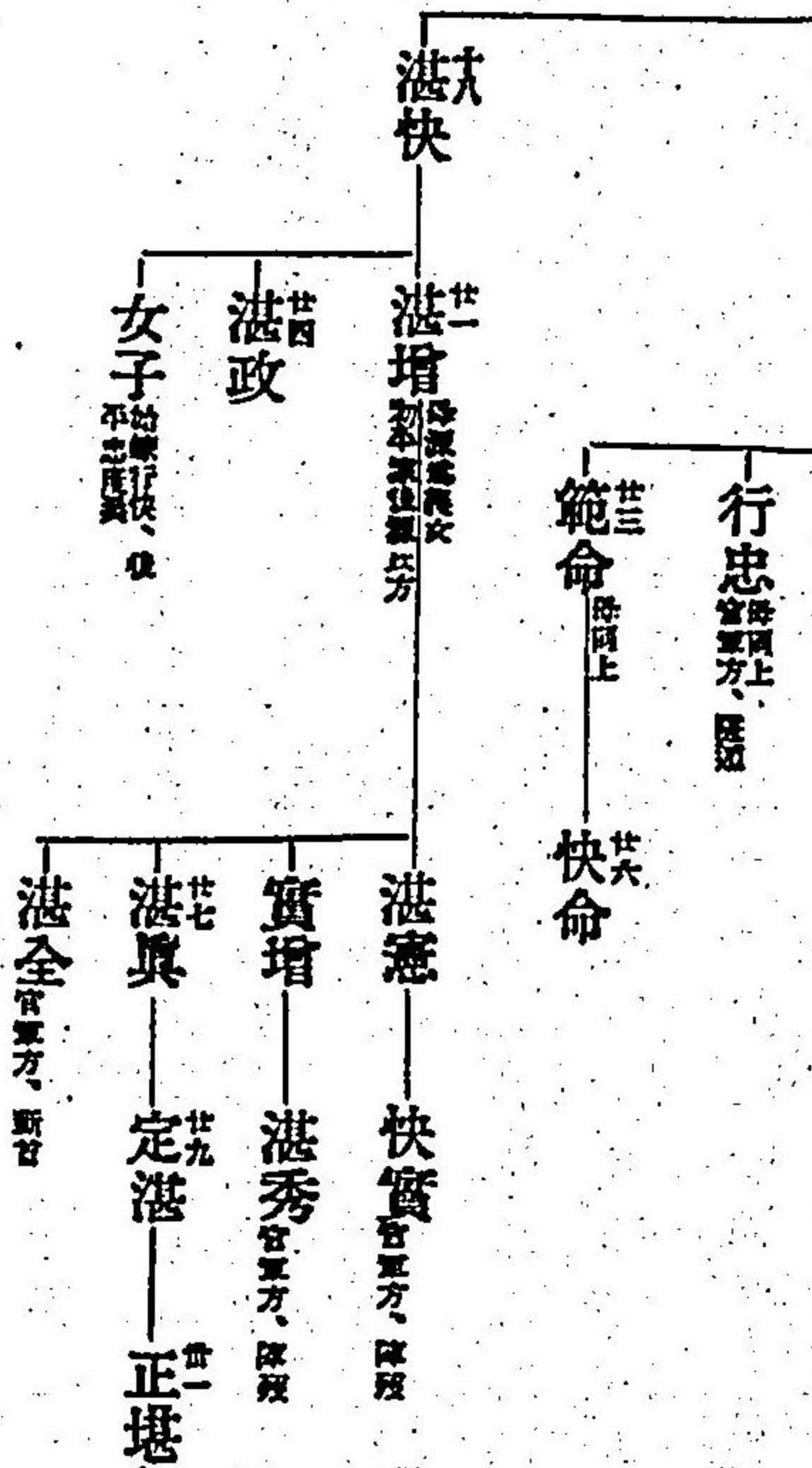
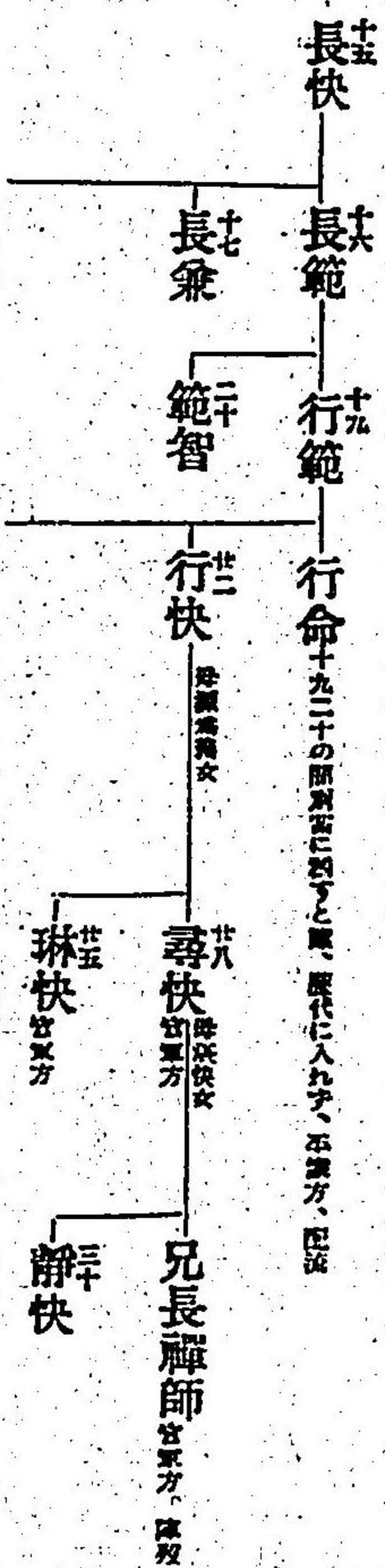
こゝに王代の末期後三條天皇の御代に當り、その第十五代の別當に長快といふがあつた。傳に彼は藤原實方の子といはれて、歴代の中でも出色の人物とせられて居るが、實に一山を治むること三十八年の久しきに及び、その治政は全く三山の隆盛期に一致

して居る。隨うてその間永久五年には、法印に叙せられて僧綱に入る例を開く等、三山の爲めには面目を施した蹟も少くなかつた。然るにこの頃よりして、漸く源平兩氏の勢力がこの地に及びむとする端緒が見え初めたので、早く源爲義はこゝに一人の女房を設け、その腹に女子を擧げしめたと傳へられる。これ後に鳥居禪尼といはれた人で、初め長快の四男第十八代の別當湛快に嫁して、湛増を生んだが、湛快の死後はその一族なる行範に再醮して行快、行忠、長詮等三人の男子を設けた。然るにその後湛快の一女母知リは行快に嫁し、尋いで當代の權門たる平忠度の家に入つたので、こゝに於てか、この家は源平二氏に對して交々利害關係を有することゝなつた。

併し南海の地は夙に平清盛が勢力を布いた所で、その地多くは一門の所領となつて居る。それに加へて一族の三山に對する崇敬は、實に前後にその類例を見ない程であつた。隨つてその結果は、いづしか別當家に對しても、少からぬ恩顧を施すこととなつて、遂には彼等をして源氏の舊縁を顧みる暇なきまでに立至らしめたのであらうか、の別當行命の如き唯一無二の平家方として立ち、遂に檀浦より常陸に流された人も生ずれば、甚しきは爲義の外孫たる湛増でさへも、一時は源氏に對して弓を引くに至つたのである。



こゝに於てか頼朝勃興の後に至つても、三山に對しては特別の注意を拂ひ、一方手厚き保護を與うると同時に、旁周到なる監視に勤むることを怠らなかつたが、この間京都の方面に對する關係は、一層局面を紛糾せしむるに至つたので、その結果は遂に承久の役に至つて、表はされた。この役に於ける一山の去就は、さきに述べて置いた通、殆全山を擧つて官軍に味方したので、武家にとつては頗る重大なる煩を蒙らしめたのであつた。随つてその後に至り關東からはその反徒を一掃したと同時に、新に三山檢校を補任する等、善後の策には頗る意を用ゐて居たやうであるが、諸種の事情からして皇室との縁故甚淺からざる、全く之をその願使の許に引寄せることが出来なかつたので、又もや南北朝に至つて、容易ならぬ事變を惹起することゝなつたのである。この間に於て第十五代の別當長快の後より、その門流は二派に分岐せられて、兩流交々分争するの兆が開かれた。その系、



別當の下には權別當、三昧別當、少別當、權少別當、寺主、上座等餘多の僧職を置き、更にその配下に屬して、本國及び諸國に散在して居るものに、神人先達等があつた。さてその上には、三山を總括して平常御幸啓の御導師を承り、兼ねて新熊野社を掌るに檢校といふがある。その起源寛治四年白河院御幸の際に始まり、爾後多くは三井寺の流を以て之を傳へて居る。但その初めは、時に他寺の僧を以て、先達とせられたこともあつた。今その當代に於ける位置を見るに、歴代多くは皇族か攝關家等の權門より出るを例として、その本寺も亦圓滿院や大吉祥院、常住院、如意寺等顯要の諸寺に限られ、興福、天王寺の別當園



城寺長吏、平等院法務等とぞの格を等しくして居る。蓋神社に置かれた僧官の中では、最頭貴なる位置にあつたもので、即この一事を以てしても本社に當代に重せられた有様を察することが出来る。

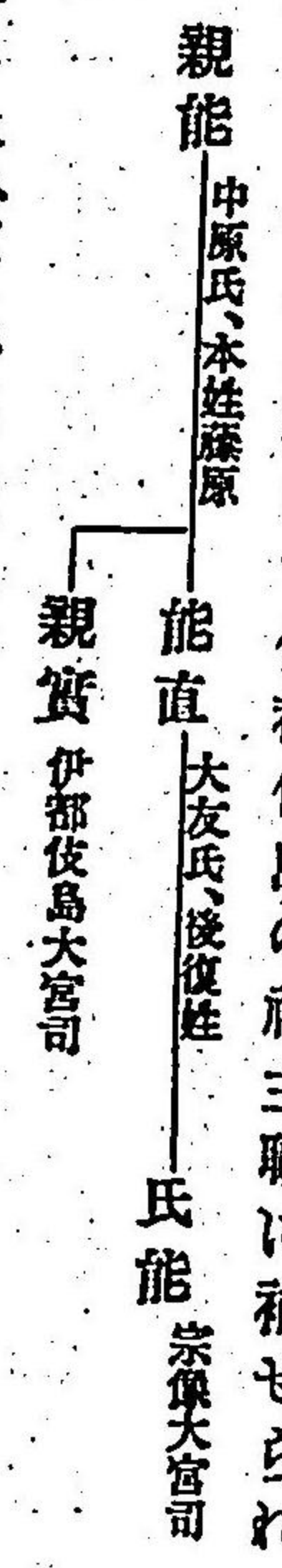
### 六 宗像の大宮司家

傳説によると、こゝでは早く延喜の頃、大宮司清氏の時代に當り、祭祀と政務との分掌を定めて、祭祀は忌子禰宜の名稱の許にもとの胸肩君の裔之を掌り、政務は清氏の末、大宮司として世々之を家にすることにしたと稱せられる。爾後大宮司の末は上に本家の保護を受け、下は一社并に之に附屬する神領の首率として、その權勢漸く盛に、殊には西國の要樞に居り、渡海の利便を掌握することが出来たので、その富有の程も、さぞかしと推量られる。こゝに於てかその餘勢の發する所は、いつしか武門に結ぶの必要を感せしむるに至つたと見えて、頼朝の勃興した際に當り、第三十五代の大宮司氏實は、源氏の爲に忠勤を抽で、その恩賞として本領の安堵并に地頭の停止に關する保證を得、剩へ檢斷の職を附與せられたといふ。按ずるに宗像の社領は、早く鳥羽院を本家と仰ぎ、爾後美福門院を経て八條院に傳はり、遂に大宮院の御領となつて居るが、平家の盛時に至

り、一族頼盛が預所となり、又越中守盛俊といふが切り、に横暴を働いたので、遂にこの時に追ひ、源氏に心を寄するに至つたといふ。

爾後大宮司家は、陽には鎌倉の武威に服して臣従の禮を取り、その補任の如きも、一般の例に等しく、本家の下文に添へて、關東の下知狀にまつて居る。併しその實際の有様を見ると、全く獨立の姿をして居つて、氏實の子氏國の時代からは、武家としての根柢愈々固く、彼は機に乗じて宗像一郡并に鞍手半郡を押奪し、白山城に立籠つて居たと傳へられる。

氏國に次いで立つたのは、實に豊後國の豪族なる大友能直の子氏能である。能直は曾て幕府の公事奉行人たる中原親能に養はれた人で、頼朝に仕へて勳功を表し、遂に鎮西奉行となつて、九州の東方にその根柢を固むるに至つたが、その弟親實といふは、早く佐伯景廣の跡を繼いで伊都伎島の神主職に補せられて居る。即、



こゝに於てか中國及び九州の要部に位する二大社の神主家は、何れも幕府に縁故淺からぬ家の統に歸してしまつた。爾後この兩家が愈々その本領を發揮して、子戈を事と



するに至つたのも、誠に無理ならぬ次第であらう。

氏能より七傳して建長の頃に至り、氏長の時代となる。氏長は力を營繕に用ゐて大に神社の面目を改め、又その諸子を所在に分封して一門の勢威を張つたと傳へらるゝが、就中その功績の見らるゝのは、かの元寇の役に際して力を盡した一事であつた。かくてこの一族はその勢力次第に旺盛に、随つて大宮司の職掌は、全く武事を專とするやうになつてしまつた。この間世數を數へると、文治元年氏實から始まつて建武二年氏名に至るまで、世は十九代、年は百五十一年、一代の平均數略八年に當る。そもく大宮司撰任の制は、古く六年の交迭と定められ、應徳の頃にも、秩滿の後には、氏中の長者を以てすると見えて居る。固より當代に至つては、權勢のよる所に従つたもので、年數には別に制限も見えないが、夫にしても、矢張一族交迭の古制は、偲ばれる。大宮司家がかく繁昌するに對して、祭祀の職たる忌子禰宜の有様を見ると、勢力のない爲か、一向表面には表れて居ないので、唯僅に建保の頃千時、弘安の頃千連といふが見えるに過ぎない。又一般の職員に就いては、大宮司、權大宮司、擬大宮司、權擬大宮司、少宮司、權少宮司、擬少宮司、權擬少宮司、宣命禰宜、祝禰宜、忌子禰宜等十數人を數へるが、この中宮司に屬するものは、政務の職に居り、禰宜と稱する者は、専祭祀に預かつたのであらう。さうしてその約

半數は宗像氏一族によつて固められて居る。

本社に次ぎ阿蘇も亦同様の組織になり、且その境遇を等しくして居る。かくて筑紫の邊要に位する宗像、阿蘇の如き大社は、已にこの時代に於て、充分の勢力を養ひ、大宮司家は神職といふよりも、寧ろ武家に近い生活をして居るので、京都附近の神社とは全くその面目を異にする。

#### 十四 思想界の變遷

當代に於ける思想界の有様に就いては、別に事新しくいふまでもないので、前々からの説明で、その大勢を察することが出来ようと思ふから、こゝでは、中に就き、特種の現象許を述べることゝしよう。先づその最初にいふべきは、かくの如き形勢の許に立つた神主や祝等の信仰に關する問題で、その結果の如何によつては、全般に亘り、少からぬ影響が及ぼされる。

今暫く石清水や祇園の如き、宮寺の性質に屬する神社は、措いて問はないことゝする。



それにして、前代の末期に當り、往生傳にその名を留めた人々に、玉祖の神宮司惟高、吉備津の神官藤井久任、河内の水分社の禰宜利國、近江の兵主社の神人物部時宗等があるではないか。又其傍では、早く承安三年の昔に當り、内宮權禰宜荒木田時盛等が、現世後生安穩の爲として、如法經の靈一口を朝熊山なる金剛證寺に納めたを始め、その一禰宜成長は、二見郷に天覺寺を建て、外宮の神官等は、その氏寺常明寺を崇めて居るが、暫して承元三年に至れば、大中臣の氏人時定といふが、遠江國濱名神戸に、一寺を創立したことが見える。その時の願文によれば、

奉施入大福寺敷地荒野壹處事

在遠江國濱名神戸北原御齒内者

四至……

右件神戸内、北原御齒者、先祖相傳之地也、而荒野雖廣土貢如空、徒雖爲猪鹿之棲、更有何益、唯成佛法之地、欲傳未來弟子、豫雖專敬神之誠、猶無忘歸佛之理、丹悃之所、役素懷是已成、去元年之天、三月之候、遂建一字之寺門、安敷體之佛像、草菴結砌、竹戸開傍、所則天照大神降誕之靈地矣、豈非日域無双之勝境哉、佛又東方醫王薄伽之教主焉、殊仰像法轉時之上願也、方今爲資累祖四恩之菩提、爲祈弟子二世之求願、施入件領地、永惠附佛僧、抑割分

神領建立佛堂者、是非新儀、多訪舊跡許也、所以云佛云神無異無別、垂跡影向之德風送韻於一天、上求下化之覺月、浮光於萬水、論其神慮與佛意、同彼風韻、將月光之故也、願三寶照一心、仍施入如件

とあつて、神佛の無差別觀は、已に神領の中に佛寺を建立する迄にも進んで居るのである。然るにこの前後に當り、神宮にとつては、容易ならざる一事件が起つて、多少なりとも當時の神官等の佛教に對する態度を説明したものがあつた。即かの東大寺の大佛再建に關して、俊乗坊重源等六十人の僧徒が兩宮に參詣したとて、その文治元年に祈請した時の記事を見ると、例の如く切に神明の託宣を揚言してその擁護を説いて居るが、かゝる僧侶の側の主張は別としても、尋いで翌二年の參詣には、初め朝廷の方では、大神宮で佛事を行ふの先例を勘へ、多少之を躊躇せらるゝの意向を有せられたにも係らず、愈その期に臨めば院宣を下して一行に便宜を與へしめられ、又神宮の方では成長が諸僧を誘引して内宮の神前に禮拜せしめたを始め、續いて五日の間珍膳を給へて一行を饗應する等、頗る款待に努めた模様が見える。最かくの如きは僅にその一部の輩に止まることであらうが、それにしても、之を從來の慣例に照らすに、轉感慨の念を禁ずることが出来なう。



次にうつて神事の棟梁たる伯王家の有様を見れば、その始祖清仁親王が長元々年に出家せられたを始として、この時代には仲資資基の兩代その跡を繼がれ、又一門の中には、山の阿闍梨や寺の法印等澤山の僧侶を出して居るが、今又之を伯王日常の動作に倣しても、或は大般若經を書寫讀誦し、或は自ら院の尊勝陀羅尼を誦し、或は清水、長谷、飛鳥の諸寺に詣で、布施を與へ、或はその女房の産床に僧侶陰陽師を招じて平産を祈らしめ、又星供、百牲、泰山府君等陰陽道の諸祭を修せしむる等、少しも一般公家の信仰と隔つる所がない。次いで諸社に及べば、先づ賀茂では、かの氏人長明の出家して世を逃るゝあり、それはさしての例と出来ないとしても、その神主能久は明惠上人を囑請して數字の房舎を營み、又日前國懸では、國造宣俊及び宗親の出家した例もあり、宗像でも氏業長氏の二代は入道し、出雲大社では國造泰孝及び孝時の妻、後家となつて剃髮する等、大社の神主にして道に入るは珍しからぬことゝなつたが、それと併んで神主自らが供養の爲に造寺造塔するの例も頻々として起つて來れば、或は榮西、一遍等の高僧も社家から産出せらるゝ等、一般に神主としての特種の傾向は廢れかゝらむとして居る。

已に神社に最接近する神主の考が、かくも佛教に接近して、時代の大勢と一致の歩調を取つて居るのである。次に當代の大立物たる武門の信仰を見るに、是亦前々から説

明し來つた通り、矢張習合説による觀念で頭が固められて居る。今その一例として、北條重時の家訓中に見えた一節を引用することゝする。

佛神を朝夕あかめ申、こゝろにかけたけまつるへし、………

しかれば佛神の御まへにまいりては、今生の能には正直の心をたまはらんと申へし、そのゆへは今生にては人にもちゐられ、後生にては必西方極樂へまいり給ふべきなり、かたゝもつてめてたくよき事也、此むねを能々あきらめ給ふへく候なり、

神主と武家とを擧げた上は、その他の社會に就いては、改めていふまでもなからう。之を要するに國民は上下相一致して、時代の賜たる神佛習合説の思想に涵養せられ、その主義によつて教育せられて居るので、矢張王朝時代の繼續たる神佛の一致觀が、朝野に亘り、その勢力を擴げて居る。是に就いても、別段に例證を擧げる迄もないが、たゞこの間に當り、普通の差別觀や、之より延いて起る種々の現象が、如何になり行いたか、今その大概を説明して置かうと思ふ。

さきに本書の初めにも、一寸述べて置いたが、古儀を重じ古例に遵うといふ觀念は、中に強いもので、か程まで佛法が浸潤した世の中にあつても、ある程度までは、朝廷の方でも兩者の區分がはつきりと立つて居た。それに引續いて天下の諸社に於ても、神事



の上には動かすべからざる分界の存するものがあつて、或は僧徒の内院に進むを禁め、或は神事に關係するを忌む等、陽に佛教の侵入を防止した社は實に少くなかつた。例へば神宮に就いて見ると、内部では嚴に式目の精神により、六色の禁忌以下内外の七言及び服忌、觸穢等に關する制令を遵奉して、之を參詣の輩に迄も及ぼさうとし、又僧侶の參詣や、法味の供進に關しても、その白晝瑞垣の邊に近づくを憚るが如き、公には一定の限界が設けられて居たが、この風は晉に神宮ばかりに止らず、かの石清水の如き神社でさへも、或る程度までの區分が見られたのであつた。併しかくの如き調和の上に立てられた差別觀に就いては別にいふともない。たゞその古儀古制を準繩として、外來分子の侵入を防ぐのにも至つては、先づ第一番に僧侶の甘心しないことで、その弘法上にも頗る不便を感じた所であつたから、彼等は極力この障壁を除去つて、自由な天地を開拓せむとに苦心したので、先づその手初めとしては、方々の神社に於ける禁忌の制を打破り、神は法の爲ならば敢て穢を忌まないといふ思想を扶植するに勉めて居る。その例

一、祝器聖人繪傳にいふ、かの平太耶熊野詣の際、別に不淨をも取刷うとなしに參つたのを、權現告められて、夢の中に、汝何ぞわれを忽緒して汗穢不淨にして參詣するや、と仰せらるゝと、忽爾として親鸞上人その席に現れ、權現に對して、彼は善信が剛によりて念佛する者なり、と答

へた所、權現この詞を聞かると、や笏を正して敬風の禮をなし、重ねて仰せらるゝ所がなかつたといふ。この體の如きは念佛の徒の前では、神明もその觸穢を告めないで、却つて之を禮拜するといふ風に、古の制度に對して、新しい試みの成功したことを示すものである。

二、風雅集に熊野權現の神詠として、

もとよりも塵にまじはる神なれば、月のさほりも何かくるしき  
 是は和泉式部熊野へまうでたりけるに、さほりにて奉幣かなはざりけるに、晴やらぬ身の  
 うき雲のたなひきて月のさほりとなるそかなしき、とよみてれたりける夜の夢につげさ  
 せ給ひけるとなん、

とある。昔から神事に忌み嫌つた月水の穢でさへ、和光の誓の許には、差闕がないといふ意味で、よく當代の思想をいひ表して居ると思ふ。

三、釋書に引く僧常觀の逸話として、常觀大神々社に參詣の途次死穢に遭ひ、躊躇して社邊の一樹下に休息して居た所、巫女に神が、よりして、神は敢へて忌諱せじ、唯爾の來るを待つとあつたから、巫にひかれて殿前に到つたといふ譚がある。

四、是も同書に僧性蓮母の骨を携へて高野山に赴かむとする途中、熱田神宮に過つたけれども、觸穢の故を以て南門の側に止まり、社頭に近付かむとしなかつた處、その夜大祝に夢の告があつた爲に、性蓮は穢の事告げたにも係らず、大祝は神の師を忌まざるを知るといつて、之に盛饌を供したことが見えて居る。



この二つの物語も法の爲めならば例へ死穢と雖之を諱まないといふを教へた者で、その末に師練は贊として、逞祀多忌諱矣、巫祝之者、或矯大神焉、而大神又或有之、蓋令新民深謝三業矣、夫歴世之人、紛々擾々、無須更啓于道矣、庶使嚮我之間、少有復焉、是所以大神忌諱之立也、豈尋常淫祠之謂哉、今見觀遊之事、益證我言之不削矣、誠乎神也、達乎という、之も一種の見解である。上記數例の如きは、その比較的激しい試といふべきであらうが、とにかく、か様な方法により、又あらゆる機會を利用して、彼等は一步づつその地盤を擴げることにかゝつて居たのである。猶その一般に亘る事例に就いては、神饌并に物詣の條に參看を要する。

併し之を當代の大勢の上から考へると、かくの如き努力は、固より區々たる一小部分の運動に過ぎないので、別に大局には關係があつたとも思はれぬ。惟ふに時代の大勢を支配すべき思想界の潮流は、已にきまつて居て、萬事その向うがまゝに棹すべく仕向けられて居るのである。さすれば縦令之に對して一部の反抗運動が存続し、前代の古儀が保存せられたからとて、別に全局には影響する所があつたとも思へないし、又かくの如き現象の表れるのは、我が神道の性質として、誠に至當のことと、そこまでは推して調和の必要もないことと思ふ。

佛教との交渉に次いで、此の時代の特徴と見るべきは、新しい政治の現象に對して、神祇の立場を説明せむとする思想である。いふまでもなく當代の初めに當つて、さしも

豪奢を極めた平家は滅び、之に代つて源氏の幕府が樹立せられたが、この鎌倉に打建てられた武家の勢力は、久しからぬ間に、朝廷と衝突を惹起して、その結果脆くも公家の政治は失敗に歸したのである。かくの如く政變の急激にして、且頻繁なることは、曾て從來の歴史に例を見ない所で、その人心に及ぼす影響の少くなかつたことも、亦今更いふまでもないが、こゝでは中につき、その神祇觀に關する方面を述べて見よう。

初めこの時代の初期に當り、發生した思想で、延いて永く國民を支配したものに、伊勢石清水、春日三社を皇室并に國家の支配者とするものがある。例へば愚管抄に、

遠クハ伊勢大神宮ト鹿島ノ大明神ト、近クハ八幡大菩薩ト春日ノ大明神ト、昔今ヒシト儀定シテ世ヲバモタセ給フ也、

といひ、藤原道家の語に、

我國朝者神國也、天照大神以皇孫、定象中制御之主、八幡大菩薩者、稟余裔而爲國之宗廟、春日大明神者、起殿内防護之誓、爲家之宗社、

とある。即帝王の祖神として、神宮及び石清水を擧げ、執柄家の氏神として、春日若くは鹿島を掲げたものであるが、この思想は、一方で神宮と春日との提携を説き、藤原氏が世々執政の家として朝に立つのは、神代の昔、高天原に於て結ばれた幽契によるといふ。



所が茲に源氏の勢力が樹立せらるゝに連れて、中でも八幡宮に就ては、新しい意味が加はり、延いてその勢力も次第に重きをなすに至つたので、先づその勃興に關して諱らるる所を見ると、之偏に八幡大菩薩の御利生に基き、流石の大神も平家の暴虐を見捨て給ふたからであると説明し、更にその脚色を細かにして、天照大神、八幡大菩薩の御計ひとして、新に武家を世の守となされた上は、かの寶劔も、今は無益となりて世を棄て、又安徳天皇は娑竭羅王の娘にまします嚴島明神の感應によりて生れ給へば、もとにかへりて玉體も海に沈み、寶劔も千尋の底に埋もれたのであらうと説く。後者はともに神劔紛失の理由を骨子とするものながら、矢張その對照は、之を家の氏神たる八幡と嚴島とに求めて、どこまでも神の御心により、世態の定まることを、教へんとして居る。又源氏と三島との關係を基として表れたのには、内大臣重盛が夢の中に明神の社頭で清盛法師の首を太刀に貫いた形を見たといふのもある。然るに源氏の世の中も僅に三代にして滅び、將軍は藤原氏の出にまつことゝなつた。それに就いては、又こゝに新解釋が起つて來たので、その穩健なるものとしては、一定八幡大菩薩のなさせ給ふた御計にして、人の知る所には非ず、攝籙家と武士家とを一にして文武を兼行せしめむの神意ならむといひ、更に考慮を廻らしたるものには、初め平家の末期に近づいた時、八幡大菩薩勅を下

して、さきに清盛に預け給ひし御劔を賴朝に與へむと仰せられしに、春日明神現れて、賴朝の後にはわが子孫にも賜はらむと約し置かれたといふ一場の夢譚も表れ、又或者は説を立て、

八幡大井今世ヲ不令捨給、春日大明神議定して東宮此將軍令儲給了、寶朝ヲ令誅給了、事ハさいく、と一身開悟了、

といふ。何れも期する所は同一の歸趣にあるが、こゝも亦八幡が主權者となり、世の爲武家の爲に計を廻らさるゝといひ、又一方からは、春日神の之に協賛し給ふことを説く。即何れにしても八幡と春日との優勢を認めるもので、この二神の采配により、世の中は如何にも變化すると見たたのである。按ずるにこの思想も、武家の勃興によつて一層確實となつたもので、即その裡面には公武による政界の分野を代表せしめて居ると思ふ。かくてこの思想は、武家の世を通じて永く渝ることがなかつた。

然るにこの後承久の役を起し、頼みをかけ給ふた諸神の擁護も水泡に歸してしまふことになる、従前世人が抱いて居た信念に就いても、少からぬ疑惧の感を起さしめ、轉た神祐の倚る甲斐なきを歎せしむるに至つたので、或は説をなして曰く、天日嗣は伊勢八幡の御計にて、百王の末かけて變らじとはいひ乍、天の惡み給ふ所なれば、詮術もなか



るべしと。是運命説によつて解決を求めむとするものである。併しかやうに平凡な説明丈では満足を得ることが出来なかつたと見えて、こゝに例の八幡宮を中心として、次のやうな夢譚が成立して居る。即ちある人石清水に通夜して居た時、神親ら武内宿禰を召して、世の中亂れなむとす、しばらく時政が子になりて世を治むべし、と仰せられたことを夢みたといふ。是も亦頗る窮した説明ではあるが、隨機應化の方便を借り、それによつて、僅ながらにも世態の變遷に、合理的の解釋を與へむとするもので、この説にすれば八幡宮の立場も無難に説明することが出来る。次にその流を汲んでもう一層進んだものは、此度の合戦は京方勝つべきに定まりたりしを、八幡大菩薩餘りに住吉明神に仰ありしにより、明神關東勝つよと仰ありて、寶殿の中に入らせ給ひしかば、そのまゝ勝負は決したりといふのもあり、その兆候としては院の御祈師を勤めた石清水の檢校法印は事の半に没し、調伏の爲に若宮の寶前に置かれた劔は、却つて院方に向き、神慮に合はぬことが多かつたと説く。かうなると八幡神丈の位置は愈々明瞭になり又武家方に蒙る神驗は益々發揮せらるゝことゝなるが、由來この神の本誓として古來國民の腦裏に浸潤して居た所は、王法を守つて帝祚を補け、並に佛法の擁護を誓ふといふにあるから、かやうな方便説を主張する時は、全然古來の信仰と相容れない結果を齎すに至る。随つて

この間に當り、疑懼の念に襲はれた者も少くなかつたと見えて、かの愚童訓にも、

但此合戦神慮ヨリ起テ京都負サセ給事、頗不審殘レリ、御託宣一切、物中、朝庭、御命ヲ甚オシシ、君奉仕スル事更佗ノ心ナシ、奉守護御事如影、又天、日月繼必奉令續帝氏トシ、神意更無佗事、只鎮護國家爲也……尊神擁護、スクレ、皇王モ崇敬重、縦非道ノ御企ナリトモ、縦武家氏神ナリトモ、何ソ帝運ヲツキ捨正統、争出王氏武將替給ハンヤ、就之閑思、冥慮殊勝也、神慮甚深也、

とある。蓋當時に於ける眞實の信仰を告白するものとしては、かくの如く之を不可解におくを以て至當としなければならぬ。この説に従へば、さきの二説の如く武家を土臺とする嫌もなくして、誠に公平な見地に立つことが出来る。

石清水に併びこの際に於ける日吉の立場も、頗る苦しい位置に居るものといふべく、こゝも亦院方に對して不祥の兆候ばかりが傳へられて居るが、承久三年五月に當り、時の天台座主、慈鎮和尚が進めた告文を見ると中に、

爰近衛大將藤原朝臣經公、身生相將累葉之賢臣ナリ……而去十五日陸奥守義時、忽蒙勅勒、即預追討、彼義時者將軍之輔佐也、義時若有誅爵之儀者、將軍又有危殆之恐、而右大將者將軍ノ祖父ナリ、依爲外戚之親、天獨貽内應之疑、須頗有逆鱗之責……



夫山王權現久成就大慈大悲之德給邊太政天皇亦具之大慈大悲之性給邊願以大慈大悲之德天天薰大慈大悲之性志天永停刑罰之欲慮天厚施仁義之善政給邊諸惡莫作者七佛通誠也太政天皇誤天奪忠臣之命御者定招重罪之報御乞願波三寶悲愍志七社哀愍志天妨御惡念天生其善心、再拜、

といふ文句がある。この願文は時の將軍頼經の外祖父に當り、且も平素から關東に縁故の深い西園寺公經の爲に、頼經の從曾祖父なる慈圓が草したものであるが、これによつて當時山が官軍に參らなかつた半面の理由もよく分かり、又その山王權現に對して抱いて居た信仰の内容をも察せれる。即之を石清水等に比較すれば、餘程趣を異にして居るので、山王の擁護は關東の味方の爲めに、或は時局の緩和の爲めに之を求め、大慈大悲の本誓は、王法の守護を止め、佛法と併立して武家に蒙らむことを願つて居るのである。この立場からすれば、戦争の結果は、寧ろその豫期に適合したものとといふべく、丁度鶴岡や諏訪に見た事例と相匹敵することとなる。

當時幕府の方で懐いて居た信仰も、亦日吉と同じことで、朝廷とは全く反對の位置に立つて、佛力神力未地に墮ちずと頗る樂觀的の觀察を下して居るが、それにしても流石に世態の轉變には心引かれたものと見えて、

天照大神者豐秋津洲本主、皇帝祖宗也、而至于八十五代之今、何故百皇鎮護之誓、三帝兩親王、今懷配流之耻辱御哉、尤可恠之、

といひ、矢張世俗と等しく、運命の奇しさに驚歎し、宗廟の冥鑑につき、疑問を挾んで居るが、やがて自家の立脚地に相應する經路を辿つて、

凡去二月以來、皇帝並攝政以下、多天下可改之趣、夢想告御、新院御夢、或夜、有船中御遊之處、覆其船、或夜、又老翁一人、參上一院、叙慮者一六、由告申、又七十三日、可定天下事者、吉水僧正坊夢、年來、熏修壇上有馬、伴馬、俄以奔出者、依之僧正於向後者、不可奉仕、仙洞御祈禱之旨、潛插意端云々、是等化、非宗廟社稷之所示哉、

といふに至る。惟ふに不充分ながらも、幕府を基礎とする觀察としては、之を以て満足しなればなるまい。

かくの如く、承久の役によつて神祇觀の上に與へられた影響は、實に少くなかつたので、時局の轉換を解釋しようとする試は、非常な努力を以て始められて居る。併し前にもいふ通り、事件の性質上、之に明確なる解決を下さうとするのは、到底不可能のこと、殊に神祇の立場を説明せむとしては、愈の難事である。即その中でも、前々からの繼續として、一層困難なのは、矢張八幡宮にあるが、この神とても、かゝる時變に遭遇しては、平



素からの關係が深い丈に、公武に亘り、等しい恩恵を與へることは、到底不可能の境遇に居らるゝのである。随つてその結果に就いても、武家方からすれば、その守護神たる觀察に、毫も變がないが、之を官軍の立場からすれば、前記の如く運命説や政道の正しからぬことに原因を求め、之によつて心を遣るより外に仕方がなかつたのである。

かくて平氏の滅亡以來、多事なる天下の政界は、事に際して幾多の神祇觀を産出することゝなつた。今之を通じて考ふるに、始終大勢を左右する神として現れて居るのは、どうしても伊勢、石清水、春日の三社で、中でも八幡が常に重きをなし、春日が引續き一方の雄たることは、注意しなければなるまい。是やがて室町時代に至り、三社の託宣を起す基礎ともなつたのである。

續神祇史終

續神祇史  
定價金壹圓五拾錢

明治四十五年七月一日印刷  
明治四十五年七月七日發行

著作權所有

<p>發賣所</p> <p style="text-align: center;">大野書店</p> <p>東京市神田區小川町拾八番地 電話本局三四一五番</p>	<p>發行所</p> <p style="text-align: center;">集成堂</p> <p>東京市本郷區湯島四丁目五番地 電話下谷三四四〇番</p>	<p>印刷者</p> <p style="text-align: center;">金子久太郎</p> <p>東京市京橋區弓町廿四番地</p>	<p>著作者</p> <p style="text-align: center;">宮地直一</p> <p>東京市本郷區湯島四丁目五番地</p>
---	---	---	--

三協印刷株式會社印刷

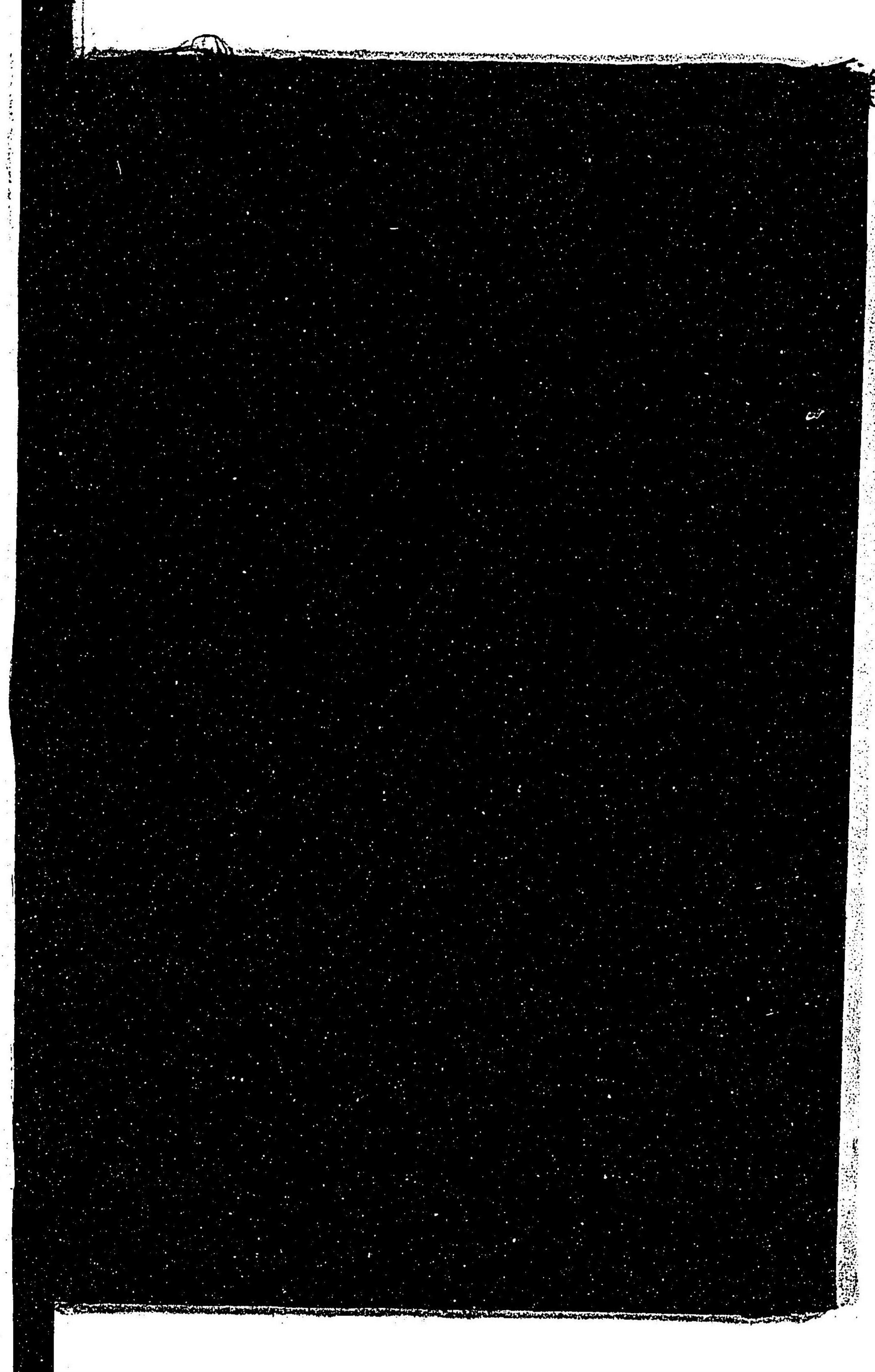


785  
79



333  
74







335

79

(M)



